

意見 5 4

意見：

改正案の「第2 研究者の責務等②」についてです。例外もあるようですが、医薬品、医療機器の介入を伴う研究は基本的にUMINなどへの登録が義務づけられるようです。そのUMINなどの組織のマンパワーは、日本全体の医薬品、医療機器の介入を伴う研究を統括するのに、十分なのでしょうか。こちらへの登録に数カ月もかかるようであれば、それぞれの研究機関での承認と合わせると半年～1年以上も研究開始まで待つこととなります。

それでは、全く研究が進まなくなります。

理念は素晴らしいと思いますが、絵にかいた餅にならないように、お願いします。